

生活福祉資金貸付制度のご案内

1 生活福祉資金貸付制度とは

●生活福祉資金貸付制度は、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする国の貸付制度です。

2 生活困窮者自立支援法と連携した支援

●平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、総合支援資金や緊急小口資金の貸付を利用する方については、生活困窮者自立支援制度と連携した支援を行うこととなりました。

3 ご利用いただける世帯

※資金の種類により対象世帯が異なります。

- 低所得世帯
(世帯の収入がおおむね市町村民税非課税程度又は生活保護法に基づく生活保護基準額の 1.7 倍以下の世帯)
- 障がい者世帯
(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の属する世帯)
- 高齢者世帯
(65 歳以上の高齢者が属する世帯で、世帯の所得が生活保護基準額の 2.3 倍以下の世帯)
- 生活保護世帯
(生活保護を受けている世帯)



資金の種類と対象世帯

総合支援資金

○対象世帯／低所得世帯（※失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯）

生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身) 月 150,000 円以内 ／ (2 人以上) 月 200,000 円以内
住居入居費	住宅の賃貸契約の費用	400,000 円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な費用	600,000 円以内

※離職期間が 5 年以上の方は連帯保証人が必要です。

教育支援資金

○対象世帯／低所得世帯、生活保護世帯

教育支援費	高校、高等専門学校、短大、大学への修学経費	①高校 月額 35,000 円以内 ②高等専門学校、短大 月額 60,000 円以内 ③大学 月額 65,000 円以内
就学支度費	入学時に必要な経費	500,000 円以内

※ 他の制度による貸付(母子・父子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構等)が可能な場合には、他の制度を優先して活用いただきます。

但し、他制度を活用しても、なお就学費用が不足している方については、審査の上、本資金を利用できる場合があります。

※平成 28 年 2 月の制度改正により、教育支援資金・教育支援費について、通常の貸付月額上限額では学費が不足するなど一定の要件に該当する場合には、教育支援費の貸付上限額を従来の 1.5 倍とすることが可能となりました。

福祉資金 福祉費

○対象世帯／低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

※日常生活上又は自立生活に資するため一時的に必要な費用を貸付
※高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を要する状態」であることが必要

生業を営むために必要な費用	4,600,000 円以内
技能習得及び期間内の生計維持費用	5,800,000 円以内
住宅の増改築、補修等費用	2,500,000 円以内
福祉用具の購入に必要な費用	1,700,000 円以内
障害者用自動車の購入費用	2,500,000 円以内
負傷・疾病の療養に必要な費用	療養等期間により
介護・障害者サービスを受けるための費用	2,300,000 円以内
災害により臨時に必要な費用	1,500,000 円以内
冠婚葬祭に必要な費用	500,000 円以内
住居の移転等、給排水設備の設置費用	
就職・技能習得等の支度に必要な費用	
その他日常生活上一時的に必要な費用	

緊急小口資金

○対象世帯／低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合(要件あり)	100,000 円以内
--------------------------------	-------------

<貸付利子>

○連帯保証人を立てた場合「無利子」

○連帯保証人を立てない場合「年 1.5%」

※緊急小口資金は無利子(連帯保証人不要)

※教育支援資金及び福祉費(技能習得費・支度費)は、世帯の生計中心者が連帯借受人となった場合、無利子になります。

<延滞利子>年 5%

<注>

※総合支援資金、緊急小口資金については、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。またその他の資金についても、世帯の状況に応じて同事業を利用いただくことがあります。

※掲載した資金種のほか、居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金(生活保護世帯対象)があります。

●お問い合わせは、お住まいの市町村社会福祉協議会

または県社協・地域福祉企画部/生活支援相談室へ (TEL: 019-637-4496 FAX: 019-637-9722)